

空家

空地

令和6年4月1日から 不動産の相続登記が 義務化されます!



所有者の高齢化でそのままにいませんか?

お家の事情により対処の仕方も違ってきます。
まず出来る事から、一緒に確認してみませんか。

秘密厳守

無料 相談 承ります

必要な手続きはあるか?を明確にするために…
所有される不動産に関する事を一度ご相談ください。
名義人や土地・建物の状況によって手続も手順も様々。

土地・建物ご相談は

宅地建物取引業免許 栃木県知事(6)第3950号



麗加の家

TEL 0285-52-0900

E-mail : toiwase@reikanoie.com

FAX 0285-52-2535

〒329-0502 栃木県下野市下古山2-11-1



お客様がお困り、お悩みの状況がございましたらお電話かFAXでご連絡くださいませ。

空家 空地 売却 相続登記 その他 ※あてはまる箇所に○印をお願いします

ご相談者お名前

お電話番号

お電話可能な時間帯

- 兄弟や親戚に相談しづらい
- 身内が県外に住んでいるので対応が難しい
- 所有者が老人ホームに入所してしまった
- 所有者がどこにいるのか分からない
- 相続税が払えるか不安である